答 申 第 2 号 令和2年10月2日

带広市長 米沢 則寿 様

带広市行政不服審査会 会長 千々和 博志

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

令和2年4月13日付け帯収納第70号で審査庁(帯広市長)から諮問のあった下記の件について、次のとおり答申する。

記

平成30年度市民税・道民税の滞納に対する給与等の差押処分に対する審査請求

#### 第1 当審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇が令和元年8月24日に提起した、平成30年度市民税・道民税の滞納に対する滞納処分として令和元年8月20日付けで処分庁(帯広市長)が実施した給与等の差押処分(以下「本件処分」という。)に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)については、却下するのが相当である。

## 第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求書による審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分が違法又は不当であるとして本件処分の取消しを求めていると解される。

(1) 差押禁止財産について

国税庁による国税徴収法基本通達のうち、第76条関係12には、給料等に係る差押禁止額について規定されている。

本件処分は、この基本通達の規定に違反するため、違法である。

(2) 換価の猶予について

国税徴収法第151条には、滞納処分による財産の換価の猶予について規定されている。

審査請求人は、事前に処分庁と納税相談を行っており、本件処分については、 換価を猶予されるべきである。

(3) 徴収の猶予について

国税庁は、納税の猶予等の取扱要領を制定し、各自治体に指導している。 本件処分は、納税を猶予されるべきである。

(4) 生活の実情の把握について

総務省は、各自治体に向けて、地方税務行政の運営に当たっての留意事項を通知している。

当該通知において、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を把握した上で、適正な執行に努めることとされている。

本件処分は、審査請求人の生活の実情を把握せずに行われたものである。

2 弁明書による処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件処分は適正な差押処分であるとして、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 本件処分は、地方税法第331条第6項による、国税徴収法第47条第1項に従って、督促状を発した日から起算して10日を経過した後に執行したものである。
- (2) 審査請求人は、平成30年〇月〇日に電話による納税相談を行い、同年〇月から〇月までの〇か月間は毎月〇〇〇〇円ずつを分割納付すること、同年〇月以降の納付計画については再度相談することを約束した。
- (3) 上記同年〇月から〇月までの分割納付は、遅れはあったが、実行された。
- (4) しかしながら、同年○月以降の納付計画については、審査請求人からの再度 の相談はなく、上記実行された分割納付以降の納付もなかった。
- (5) 徴収猶予は、地方税法に基づくものであり、同法第15条第1項は、徴収猶予の要件として、同項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間に限り、その徴収を猶予することができると規定している。

審査請求人から送付された「納税の猶予申請書」の要旨は、転職に伴い給与 が減少し、滞納している市税へは令和元年〇月から令和2年〇月まで毎月〇〇 〇〇円ずつの分割納付金額との提示がある。

しかしながら、審査請求人の支出のうち借入金の借入先の名称、返済期間等の記載はなく、添付資料(通帳のコピー)からも借入返済の内訳は明らかではない。

従って、地方税法第15条第1項に規定されている徴収猶予の要件には該当しない。

(6) 総務省自治税務局企画課ほか3課は、平成31年1月24日付けで、各都道府県税制担当課等に対し、事務連絡「平成31年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」(以下「総務省通知」という。)を発出している。この中で、留意事項の1つとして、「悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。また、納税相談等の地方税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたいこと。」と示されている。

本件処分は、事前の電話相談や勤務先への給与調査により、実情を十分に把握した上で、国税徴収法第76条第1項各号に定められた差押禁止額を除いた額の給料等の支払請求権を差し押さえたものであり、適正な滞納処分である。

## 第3 審理員意見書の要旨

- 1 審理員意見書の結論
  - 本件審査請求を棄却するのが相当である。
- 2 審理員意見書(以下「本件審理員意見書」という。)の理由
  - (1) 争点

本件処分は、国税徴収法第47条第1項の規定に基づき執行されたものである。 同項の規定により、徴収職員は、滞納者の税について、督促状を発した日から 起算して10日を経過した日までに、滞納者が税を完納しないときには、滞納者の 財産を差し押さえなければならない。本件処分について、督促状が発送され、10 日を経過した日までに、審査請求人が税を完納しなかったことについては、両者 に争いがない。

本件における争点は、次のとおりである。

- ・処分庁が差し押さえた財産に、差押禁止財産が含まれているか。
- ・本件処分について、換価の猶予がされるべきであったか。
- ・本件処分について、徴収の猶予がされるべきであったか。
- ・本件処分が、審査請求人の生活の実情を把握した上で執行されたか。 以下、争点について、それぞれ検討する。
- (2) 差押禁止財産について

国税徴収法第76条第1項の規定により、差押が禁止されているのは、次の財産 の合計額である。

- ① 所得税法の規定により給料等につき徴収される所得税に相当する金額(第 1号)
- ② 地方税法の規定により給料等につき特別徴収の方法によって徴収される都 道府県民税及び市町村民税に相当する金額(第2号)
- ③ 法令の規定により給料等から控除される社会保険料に相当する金額(第3号)
- ④ 1月ごとに10万円及びその他の親族があるときは、これらの親族1人につき4万5千円(第4号)

⑤ 給料等の金額から①から④までの金額の合計額を控除した金額の100分の 20に相当する金額(第5号)

本件処分においては、差押財産を「滞納者が支払いを受けるべき令和元年〇月 支給分以降の毎月の給料等のうち、国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を 控除した金額の支払請求権」とし、同項各号に掲げる額を控除しており、本件処 分には、差押禁止財産は含まれていないものと認められる。

## (3) 換価の猶予について

審査請求人は、国税徴収法第151条により換価を猶予されるべきと主張しているが、同条は国税の換価の猶予について適用される規定であり、市民税・道民税の換価の猶予は、地方税法第15条の5に基づき行われるものである。

地方税法第15条の5第1号において、換価の猶予の要件については「その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。」と規定されている。

本件処分における差押財産は、給料等の支払請求権という債権であるが、これは、〇月分の給与等の支給額〇〇〇円から、源泉所得税額〇〇〇円(国税徴収法第76条第1項第1号の金額)、地方税額〇〇〇円(同項第2号の金額)、社会保険料等の額〇〇〇円(同項第3号の金額)、生活扶助の基準となる額〇〇〇円(同項第4号の額)及び給料等の支給額からこれらの合計額を控除した金額の100分の20に相当する金額(同項第5号の金額)〇〇〇円を差し引いた残額〇〇〇円である。

これは、生活扶助の基準となる額を控除した債権であり、地方税法第15条の5 第1号に規定する換価の猶予の要件である「生活の維持を困難にするおそれがあ るとき」には該当せず、処分庁が換価の猶予をすべき事由は認められない。

#### (4) 徴収の猶予について

地方税法第15条第1項において、徴収猶予の要件について次のとおり規定され、納税者の申請に基づき、納入することができないと認められるときは、徴収を猶予することができるとされている。

- ① 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の 災害を受け、又は盗難にかかつたとき。
- ② 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- ③ 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

- ④ 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- ⑤ 前各号のいずれかに該当する事実に類する事実があつたとき。

本件処分においては、処分前に、納税の猶予に係る申請がなされておらず、処分庁が徴収の猶予をすべき理由は認められない。

なお、審査請求人からは令和元年〇月〇日付で納税の猶予申請書が提出されており、処分庁の主張にあるとおり、審査請求人から送付された納税の猶予申請書等に記載された申請の要旨は、猶予に該当する事実として、転職に伴い給与が減少したこと、また、そうした事情から、令和元年〇月から令和2年〇月までの〇か月間、毎月〇〇〇〇円とする分割納付計画を申し入れたものである。

しかし、これは地方税法第15条第1項に定める徴収猶予の要件には該当せず、 処分庁が徴収の猶予をすべき事由は認められない。

## (5) 生活の実情の把握について

総務省通知では、滞納者の実情の把握について、次のように規定されている。

「地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるお それがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏 まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上 で、適正な執行に努めていただきたいこと。また、納税相談等の地方税に関する 各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたい こと。」

本件処分においては、処分庁の主張にあるとおり、処分庁は、事前の電話相談や勤務先への給与調査により実情を把握した上で処分を実施しており、総務省の通知に規定する実情の把握や相談を実施しているものと認められる。

#### 第4 調査審議の経過

令和2年4月13日 諮問書の受付(※審理員意見書及び事件記録の収受) 令和2年7月14日 調査審議

#### 第5 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について 本件審査請求に係る審理員の審理手続について、違法又は不当な点は認められない。
- 2 審査会の判断について

(1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第2条では、行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができる旨規定されており、ここでいう「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者、即ち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解される。

従って、行政庁の処分に対して不服申立てをすることができる者は、法律に特別の定めがない限り、当該処分の取消等によってこれを回復すべき法律上の利益をもつ者に限られるというべきである(最高裁判所昭和53年3月14日第三小法廷判決参照)。

(2) 市民税等に係る滞納処分は、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされるところ(地方税法第331条第6項)、国税徴収法は、債権差押処分には、債務者に対してその履行を禁じる効力と、滞納者に対し取立その他の処分を禁じる効力とがある旨を定める(同法第62条第2項)。そして、徴収職員は、債権を差し押さえた後、差し押さえた債権の取立をすることができ、これにより金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る税金を徴収したものとみなす旨を定める(同法第67条第1項、第3項)。

上記の国税徴収法の各規定によれば、徴収職員が、債権差押処分をした後、差し押さえた債権の取立てを行い、第三債務者がこれに応じ、徴収職員に金銭を交付した場合は、債権差押処分は、処分としての目的を達し、その法的効果は消滅するに至るものと解される(東京高等裁判所平成31年3月27日判決参照)。

(3) 本件においては、処分庁は、令和2年2月18日に本件処分に係る取立てを完了していることから、本件処分は、既にその目的を達し、その法的効果が消滅しているものと認められる。

そうすると、審査請求人には本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は認められず、その他に審査請求人が不服申立てをすることができるといえる 法律の特別の定めもない。

従って、本件審査請求は、不適法であり、法第45条第1項により却下すべきである。

3 請求人の主張についての判断

本件についての結論は、上記 2 (審査会の判断について) のとおりであるが、審査請求人の主張に鑑み、念のため、以下のとおり判断する。

### (1) 差押禁止財産について

国税徴収法第76条第1項には差押禁止財産が規定されているところ、本件処分においては、差押財産を「滞納者が支払いを受けるべき令和元年8月支給分以降の毎月の給料等のうち、国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権」としている。

この点、当審査会に顕れた関係資料によれば、同項各号に照らして計算をされており、違法な点は見当たらない。

## (2) 換価の猶予について

地方税法第15条の5第1項において、換価の猶予の要件については「その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき」と規定されている。

本件処分における差押財産は、給料等の支払請求権であるが、これは、本件審理員意見書のとおり、生活扶助の基準となる額を控除した債権であり、地方税法第15条の5第1号に規定する換価の猶予の要件である「生活の維持を困難にするおそれがある」には該当するものではなく、従って、処分庁が換価の猶予をすべき事由は認められない。

#### (3) 徴収の猶予について

地方税法第15条第1項において、徴収猶予の要件について規定され、納税者の申請に基づき納入することができないと認められるときは、徴収を猶予することができるとされている。

本件処分においては、処分前には、審査請求人から納税の猶予に係る申請がなされていないことに加え、同項の要件に照らし、かつ、審査請求人の処分庁に対する送付資料によっても、処分庁が徴収の猶予をすべき理由は認められず、従って、違法な点は見当たらない。

#### (4) 生活の実情の把握について

総務省通知では、滞納者の実情の把握について「各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。また、納税相談等の地方税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたいこと。」と規定されている。

この点、本件処分においては、事前の電話による納税相談の対応や勤務先への給与等の支払状況の照会とその回答により、審査請求人の実情を十分に把握した上で処分を行ったものと解することができるのであり、特段違法な点は見当たら

ない。

# 4 結論

以上により、「第1 当審査会の結論」のとおり判断する。

带広市行政不服審査会 会長 千々和 博志 委員 野原 香織 委員 本庄 雅人